

令和2年2月28日
福島県農林水産部

日米貿易協定と TPP11 による本県農林水産物の生産額への
影響試算について

国が令和元年12月に公表した「農林水産物の生産額への影響について」
における試算方法を準用し、本県農林水産物への影響を別紙のとおり試算し
ましたのでお知らせします。

(参考) 国の試算方法、影響額試算に関する資料

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tag/index.html>

「日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について」(令和元年12月、農林水産省)

- ・農林水産物の生産額への影響について (日米貿易協定)
- ・農林水産物の生産額への影響について (日米貿易協定及び TPP11)

(問い合わせ先)

農林水産部農林企画課

企画主幹 本間 茂行

電話 024-521-7315

内線 3291

日米貿易協定とTPP11による本県農林水産物の生産額への影響試算

農林水産省が公表した「農林水産物の生産額への影響について」における試算方法を準用し、本県の農林水産物の生産額への影響を試算すると、約16.7～30.1億円の減少となった。

品目	日米貿易協定およびTPP11による影響 (生産額の減少額)		日米貿易協定による 影響 (生産額の減少額)	
	福島県(県試算)	全国(国試算)		
農産物	米	0億円	0億円	0億円
	小麦	約0.1億円	約65億円	約0.0億円
	牛肉	約8.4～16.9億円	約393～786億円	約4.5～8.9億円
	豚肉	約2.2～4.3億円	約148～296億円	約1.6～3.2億円
	牛乳 乳製品	約1.9～3.7億円	約182～276億円	約1.7～3.3億円
	りんご	約0.0～0.1億円	約3～7億円	約0.0～0.1億円
	鶏肉	約0.1億円	約16～32億円	約0.1億円
	鶏卵	約0.6～1.2億円	約24～48億円	約0.6～1.2億円
林産物 (集成材等)	約3.3億円	約243億円	除外	
水産物(まぐろ・ かつお類等)	約0.3～0.5億円	約57～114億円	除外	
影響額合計 ※	約16.7～30.1億円	約1,200～2,000億円	約8.4～16.9億円	

【試算方法】

- 農林水産省試算方法(R元.10.29(暫定版)、R元.12.23公表)に基づいて、試算した。
- 品目は国試算対象(関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目)を対象とした。
(本県影響額(試算)が約0.1億円未満のものは原則として記載していない。)
- ※ 「全国(国試算)の影響額合計」は、上記のほか、大麦、砂糖、でん粉、小豆、いんげん、落花生、こんにゃくいも、茶、加工用トマト、かんきつ類、パイナップルの影響額を含む。
- ※ ラウンドの関係で、個々の品目の合計値は影響額総額と一致しない。
- 関税等が削減あるいは撤廃される品目については、原則として、輸入品と競合する部分は最大で関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は最大でその価格低下率の1/2の割合で価格が低下すると試算
- 国内対策の効果を考慮。(生産量は維持されると見込む。)